

1. 国際連盟 (League of Nations/Société des Nations)——成立と構造

第一次世界大戦は国際法の歴史においても一大転機となった¹。第一次世界大戦の戦後処理の一環として、国際連盟が創設された²。「[国際連盟規約](#)」（リンク先の条文は 1924 年までになされた改正を含む）³とは、すなわち、[ヴェルサイユ条約の第一部](#)のことである⁴。

連盟規約を見れば判るように、国際連盟はかなり広範な権限と複雑な組織構造とを有する⁵。そこで、国際連盟は国際法主体であるあるいは国際法人格を有するののではないかと議論されるようになった。国際機構の国際法人格については後日改めて学ぶが、国際法上の法人格を有する（＝国際法上の法主体である）ということは、すなわち、国際法上の権利義務を負う資格を有すること、と考えておけば良い。すなわち、国際連盟が国際法上の法人であるかどうかは、国際連盟が「国際連盟として」国際法上の権利義務を負うかどうかにより判断される。

国際機構の国際法上の法人格が実践的に問題となる場面の一つは特権免除であるところ、規約 7 条 4 項⁶は連盟職員が外交官と同様の特権免除を共有することを定めてい

¹ 第一次世界大戦は、世界史をヨーロッパを中心とする視点から見ると、第二次世界大戦以上のインパクトを持っている。日本から見た場合になかなか理解しにくいそのインパクトを理解する手助けとして、何よりもまず人文研の 2 つのシリーズがある。山室信一ほか（編）『[現代の起点 第一次世界大戦 第 1 巻～第 4 巻](#)』（岩波書店、2014 年）、京都大学人文科学研究所『[レクチャー 第一次世界大戦を考える 1-14](#)』（人文書院、2010-14 年）。さらに、中西寛「二十世紀国際関係の始点としてのパリ講和会議」[法学論叢](#) 128 巻 2 号（1990 年）、129 巻 2 号（1991 年）、ジェイムズ・ジョル『ヨーロッパ 100 年史 1』（みすず書房、1975 年）、モードリス・エクスタインズ『[春の祭典](#)』（TBS ブリタニカ、1991 年）、シュテファン・ツヴァイク『[昨日の世界\(1\)\(2\)](#)』（みすず書房、1973 年）。

² 国際連盟成立過程（日本の対応も含む）の外交史的分析として、牧野雅彦『[ヴェルサイユ条約](#)』（中公新書、2009 年）、篠原初枝『[国際連盟](#)』（中公新書、2010 年）、船尾章子『[大正期日本の国際連盟観](#)』（中部大学）国際関係学部紀要 14 号（1995 年）21 頁。その過程で示された様々な機構案につき、船尾章子「国際連盟構想の起源とその展開」桐山孝信ほか（編）『[転換期国際法の構造と機能](#)』（国際書院、2000 年）87 頁。

³ ダウンロードして、以下出てきた条文は読んでおくこと。日本語訳は各種条約集に載っているので適宜参照されたい。

⁴ 厳密に言えば、[サン＝ジェルマン条約](#)などの他の第一次大戦戦後処理平和条約の第一部でもある。

⁵ 連盟規約の条文をじっくり読んで理解して頂きたいが、手引きが必要であれば、まず参照すべきは藤田久一『[国連法](#)』（東京大学出版会、1998 年）第 1 章第 2 節～第 4 節である。

⁶ 国際連盟規約の上記リンク先条文には、「項」の数字がついていない。フランススタイルの書き方であり、4 段落目を 4 項と理解されたい。

る。さらに、連盟自体について、国際連盟の本部が置かれたスイスと国際連盟との間に 1926 年に以下の合意⁷がなされている。

I. Le Gouvernement fédéral suisse reconnaît que la Société des Nations, possédant la personnalité internationale et la capacité juridique, ne peut être, en principe, selon les règles du droit des gens, actionnée devant les tribunaux suisses sans son consentement exprès.

【仮訳】I. スイス連邦政府は、国際連盟は、国際法人格を有し、国際法上の規則に基づきその明示的同意なしにはスイス裁判所において被告となり得ないことを認める。

このような存在は、国家以外の法主体を認めてこなかったそれまでの国際法学にとって当惑の種であった。学説の中には、「法人たる国家から構成される法人」⁸であるというように、国際連盟を独自の国際法上の法人とみる立場が示されているのが注目される。たとえば、19 世紀末から第一次世界大戦までの代表的国際法学者である Lassa Oppenheim は、このような連合体（union）はこれまでに存在したことがなく、超国家でも国家連合⁹でも同盟でもなく、全く特殊（*sui generis*）であって、組織化された国際社会そのものとみるべき、と主張した¹⁰。もちろん、連盟が国際社会そのものというのはいかにも無理である¹¹と共に、それが *sui generis* であるというのは説明の放棄に他ならない。そこで、従来の概念を援用して、「国際法主体である国家連合」¹²であるという説明もなされた。

国際連盟の目的と法的性質とを理解するため、連盟規約を参照しながら（講義には必ず連盟規約を持参すること）、次の問について考えてきて頂きたい。

⁷ *Modus vivendi* relatif aux immunités diplomatiques du personnel des organismes de la Société à Genève, dans [Communications du Conseil fédéral suisse concernant le régime des immunités diplomatiques du personnel de la Société des Nations et du Bureau international du travail, Genève, le 18 septembre 1926, Journal officiel de la Société des Nations](#), Octobre 1926, p. 1422. これは国際連盟の官報であり、[英語版](#)は [VPN](#) を利用のこと。この合意については、仏文が原文である。

⁸ John Fischer Williams, “[The Status of the League of Nations in International Law](#)”, International Law Association, *Report, 34th Conference* [1926], p. 675, p. 679. これも [VPN](#) を経由して利用。

⁹ 「国家連合」など専門用語の意味が理解できなければ、国際法の教科書や辞書などで調べておくこと。「講義計画」に示してある。

¹⁰ Lassa Oppenheim, « [Le caractère essentiel de la Société des Nations](#) », *Revue générale de droit international public*, t. 26, 1919, p. 234, pp. 237-239.

¹¹ 「連盟規約が創出したのは、国際社会そのもの(la Société des Nations)ではなく、諸国からなるある一つの集合体(une Société des Nations)である。」 Georges Scelle, « [L'admission des nouveaux membres de la Société des Nations](#) », *Revue générale de droit international public*, t. 28, 1921, p. 122, p. 135.

¹² P.E. Corbett, “[What Is the League of Nations?](#)”, *British Year Book of International Law*, vol. 5, 1924, p. 119, p. 147.

- 理事会（the Council）の構成国は？¹³
 - “Principal Allied and Associated States” →ヴェルサイユ条約前文冒頭
 - ◇ 日本（1933 年 3 月 27 日脱退通告¹⁴）
 - ◇ イタリア（1937 年 12 月 11 日脱退通告¹⁵）
 - 4 条 2 項 “additional Members”
 - ◇ ドイツ（1926 年 9 月 8 日総会決議¹⁶により連盟加盟と同時に常任理事国となる。1933 年 10 月 19 日脱退通告¹⁷。）
 - ◇ ソ連（1934 年 9 月 27 日総会決議¹⁸により連盟加盟と同時に常任理事国となる。1939 年 12 月 14 日除名¹⁹。）
- 理事会の任務は？
- 総会（the Assembly）の任務は？
- 総会とは別に理事会が設置された目的は？
- 総会とは別に理事会が設置されことは、国際連盟が「会議体制」と乖離していることを示すか？ その関連で、4 条 5 項（非理事国の投票権を伴う参加）はどのような意義を有するか？
- 5 条の全会一致規則を考慮すると、国際連盟と「会議体制」とは実質的に同じものだ、と言ってよいか？
- 全会一致の例外 それぞれなぜ例外とされたか考える
 - 1 条 2 項
 - 4 条 2 項
 - 5 条 2 項
 - ◇ [総会手続規則](#)の制定が手続事項であることに争いなし（参照、規則 28 条）
 - ◇ 総会手続規則に基づく決定は全て手続事項（19 条 3 項）
 - 秘密会議にするかどうか（11 条 2 項）
 - 各種委員会の設置（14 条 1 項）

¹³ 理事会をめぐる大国中心主義と中小国の反発につき、帯谷俊輔『[国際連盟](#)』（東京大学出版会、2019 年）第一章。

¹⁴ [League of Nations Official Journal, 1933, p. 657](#)（VPN 利用。以下同様）。脱退の効力発生は 2 年後の 1935 年（連盟規約 1 条 3 項）。

¹⁵ [League of Nations Official Journal, 1938, p. 10](#). 脱退の効力発生は 2 年後の 1937 年。

¹⁶ [League of Nations Official Journal, Special Supplement, No. 43, p. 29](#).

¹⁷ [League of Nations Official Journal, January 1934, p. 16](#). 脱退の効力発生は 2 年後の 1935 年。

¹⁸ [League of Nations Official Journal, Special Supplement, No. 123, p. 18](#).

¹⁹ [League of Nations Official Journal, 1939, pp. 506-508](#).

- 役職者選任（21 条 1 項）
 - 6 条 2 項
 - 15 条 6 項・7 項・10 項
 - 16 条 4 項
- 6 条は事務局について定める。前回学んだ国際行政連合の事務局とどこが似ていてどこが異なるだろうか？²⁰

2. 国際労働機関（ILO）

授業時間中には扱わない。以下を読み、資料を含めて理解できないところがあれば、遠慮なく質問されたい。

国際連盟規約がヴェルサイユ条約第 1 部であるのならば、こちらは[第 13 部](#)である（現行の ILO 憲章は[こちら](#)）。[戦後処理の一環として労働問題を扱う機構が創設された](#)のはなぜだろうか²¹。

機構的側面から国際連盟と ILO とを比較した場合、最も顕著な相違は ILO の三者構成（[tripartism](#)）にある。

- ILO 憲章 3 条 各国代表の構成
- 同 4 条 国家代表の投票の方法
- 同 7 条 理事会(the Governing Body)の構成

なぜこのような人数・構成になっているのだろうか。

ところで、「ILO 憲章（Constitution of the International Labour Organization）」なるものは当初は存在していなかった。[ヴェルサイユ条約第 1 部](#)には「国際連盟規約」という表題がついていたが、[第 13 部の表題](#)は単に「労働」である。それが「ILO 憲章」と呼ばれるようになる経緯²²は、「国際機構」あるいはその設立文書の法的性質について理解が固まっていなかった時期から、それらを明確に把握するようになる時期への移り変わりを示しており、興味深い。

3. 植民地機構としての連盟 少数者保護・委任統治

授業時間中には扱わない。以下を読み、資料を含めて理解できないところ

²⁰ この問と直接の関係はないが、事務局に関する興味深い文献として、番定賢治「[国際連盟事務局における日本人事務局員](#)」国際政治 198 号（2020 年）111 頁。

²¹ ヴェルサイユ平和会議において労働問題が議論されることを日本は全く予想しておらず、その後も右往左往を続ける様子は、吉岡吉典『[ILO の創設と日本の労働行政](#)』（大月書店、2009 年）に鮮明にまとめられている。

²² 濱本正太郎「「国際労働機関憲章」はいつ成立したか」[法学論叢](#) 194 巻 4・5・6 号（2024 年）50-66 頁。

があれば、遠慮なく質問されたい。

少数者保護²³や委任統治も連盟の重要な活動の一つであった。国際連盟規約は、22 条において委任統治制度を設立している²⁴。同条を熟読の上、次の間につき考えてきていただきたい。

- 委任統治は植民地とどのように異なるのか。
 - 委任統治を行う国に課される義務はどのようなものか。
 - 委任統治領は、委任統治を行う国の領域なのか、他のいずれかの国あるいは何者かの領域なのか。
 - なぜこのような制度が導入されたのか。
 - 日本は南洋群島に委任統治を行っていた²⁵。国際連盟から脱退したことにより、日本は委任統治を行う国としての資格を失ったか²⁶。
- 参照、[対日平和条約](#) 2 条(d)

4. 社会協力機構としての連盟 経済協力²⁷

²³ 少数者保護は、国際法・国際政治の観点からは極めて重要であるが、国際機構法との関連では重要性に劣るので、本講義では扱わない。詳しくは、西平等「連盟期少数民族保護条約の性格」孝忠延夫『[多元的世界における「他者」\(上\)](#)』（関西大学マイノリティ研究センター、2013 年）、篠原初枝「国際連盟と少数民族問題」アジア太平洋討究 24 号（2015 年）71 頁、篠原初枝「国際連盟外交——ヨーロッパ国際政治と日本」井上寿一ほか（編）『[日本の外交 第 1 巻 外交史 戦前編](#)』（岩波書店、2013 年）。

日本では、ヴェルサイユ平和会議において、平和条約に「人種平等条項」を加えるとの日本の提案が退けられたことがよく指摘される。大沼保昭「遥かなる人種平等の理想——国際連盟規約への人種平等条項提案と日本の国際法観」大沼保昭（編）『[国際法、国際連合と日本](#)』（弘文堂、1987 年）427 頁。しかし、国内に少数者を多く抱える日本——既に樺太・台湾・朝鮮は日本の領土となっていた——が、少数者保護条項を平和条約に組み込む提案には極めて消極的であったことも併せて理解しておく必要がある。

²⁴ 詳しくは、田岡良一『[委任統治の本質](#)』（有斐閣、1941 年）、五十嵐元道「国際信託統治の歴史的起源 [\(一\)](#)・[\(二\)](#)・[\(三・完\)](#)」北大法学論集 59 巻 8 号（2009 年）295 頁、60 巻 1 号（2009 年）111 頁、2 号（2009 年）193 頁、等松春夫『[日本帝国と委任統治](#)』（名古屋大学出版会、2011 年）第 1 章。

²⁵ 浅野豊美（編）『[南洋群島と帝国・国際秩序](#)』（慈学社、2007 年）、等松・前掲注 25・第 2 章以下。

²⁶ 日本の主張については、[「帝国ノ国際聯盟脱退後ノ南洋委任統治ノ帰趨ニ関スル帝国政府ノ方針ヲ決定ス」](#) 公文類聚・第五十七編・昭和八年・第十五ノ二巻・外事

²⁷ 経済協力以外にも、保健衛生協力につき、参照、安田佳代『[国際政治のなかの国際保健事業](#)』（ミネルヴァ書房、2014 年）238 頁、山越裕太「[国際連盟保健機関の創設](#)」国際政治 172 号（2013 年）15 頁、山越裕太「[ヘルス・ガバナンスの胎動と国際連盟保健機関](#)」国際政治 193 号（2018 年）44 頁。また、文化交流につき、斎川貴嗣「国際文化交流における国家と知識人——国際連盟知的協力国際委員会の設立と新渡戸稲造」平野健一郎ほか（編）『[国際文化関係史研](#)

授業時間中には扱わない。以下を読み、資料を含めて理解できないところがあれば、遠慮なく質問されたい。

連盟規約には、経済問題については 23 条 e の規定があるのみである。この規定を根拠に、以下のような会議が開かれた。

- 1927 年 [ジュネーヴ世界経済会議\(World Economic Conference\)](#)²⁸
 - 総会での一般討議 現状認識の共有
- 多数の勧告の採択
 - [輸出入の禁止・制限の撤廃に関する条約](#)
- 1933 年 [ロンドン世界通貨経済会議](#)²⁹
 - 通貨安定協定締結が試みられるも、米の拒否で決裂

連盟の経済政策については、「どこまで国際経済に介入や規制が必要なのか、また可能なのかについて、国際連盟は答えを出すことはできなかった」³⁰との評価がある。国際連盟の構造・権限の観点から見た場合、連盟のどこに問題があったのだろうか。

他方、「世界の多数の政府代表がジュネーヴに常駐し、大臣など政府のトップが理事会、総会あるいは各種委員会などで定期的にそして頻繁に会合すること自体が画期的なことであった。これは第一次大戦前の一九世紀型の国際政治では考えられないことであった。このような会合を通じて各国は不必要な摩擦や誤解を避けて実現可能な外交政策を形成し、他の国々の情報により国内政策についても改善を図ることができたのである」³¹との評価もある。経済問題に関して、連盟は、会議体制とどのように異なるのだろうか。

5. 連盟の安全保障体制

（1）制度的展開

連盟の安全保障体制は、連盟規約 10 条～17 条に規定されている。連盟規約は、戦争に訴えることについて様々な制約を課したが、戦争の可能性自体は否定していなかった。

[究』](#)（東大出版会、2013 年）431 頁、斎川貴嗣「[知的協力から国際文化交流へ——国際連盟知的協力国際委員会における理念変容](#)」国際政治 193 号（2018 年）60 頁。

²⁸ 上田貞次郎ほか『[国際経済会議と其問題](#)』（同文館、1927 年）

²⁹ 国際聯盟事務局東京支局編『[通貨経済会議報告](#)』（新日本社、1934 年）

³⁰ 篠原・前掲注 2・238 頁。

³¹ 藤瀬浩司・李修二「国際連盟と経済金融問題」藤瀬浩司（編）『[世界大不況と国際連盟](#)』（名古屋大学出版会、1994 年）1-2 頁。

それは連盟規約のどこを見ればわかるか、連盟規約の上記条項を講義までに熟読して考えてくること。

「戦争の可能性自体は否定していなかった」という不備を補うべく、[紛争の平和的処理に関する議定書](#)が 1924 年に採択された。同議定書は、連盟規約 15 条 4 項以下の規定をさらに強化した。すなわち、15 条 3 項により紛争処理がなされなかった場合、

- 理事会は、紛争当事国に対して、紛争を仲裁または司法的解決に付託することを勧奨する（議定書 4 条 1 項）。
- 紛争当事国が仲裁または司法的解決への付託に合意できない場合、理事会が仲裁委員会を設置する（同条 2 項、4 項）。
- 仲裁判断は拘束力を有する。それに従わない国に対しては理事会が連盟規約 13 条 4 項に基づき執るべき措置を提案する。従わない国が戦争に訴える場合、連盟規約 16 条に基づく制裁措置を執る（同条 6 項）。

ところが、紛争の平和的処理を義務化するこの議定書には賛同が集まらず、発効せずに終わってしまった。

その後、1928 年に[不戦条約](#)（採択地にちなんでパリ条約、主唱者にちなんで Briand-Kellog 条約とも呼ばれる）が採択され（1929 年発効）、戦争の放棄が一般的な形で定められ（1 条）と共に、紛争の平和的処理義務も定められた（2 条）³²。もっとも、紛争の平和的処理の具体的な手続は定められていないし、1 条に違反して戦争を行った国に対する措置も定められていない³³。

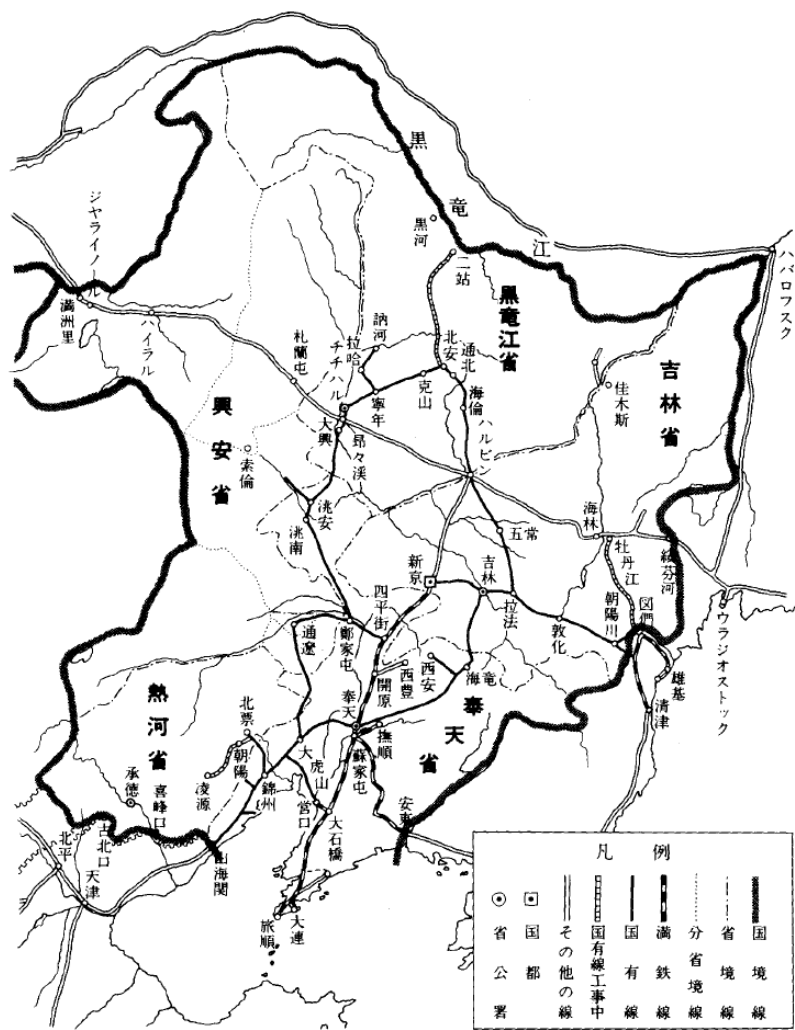
そのような中、満洲事変・エチオピア戦争により、連盟の安全保障体制の機能不全が露呈し、日中戦争がダメ押しをした。その経緯と問題点とについて、以下の年表と資料とを読み、考えてくること。

³² 外交史的分析として、牧野雅彦『[不戦条約](#)』（東京大学出版会、2020 年）。

³³ そこで次のような批判が出てくる。「現在の国際社会は〔国際法違反に対する〕社会固有の強制手段を全然具備しないのである。而して不戦条約は此社会において自力救済としての武力手段をも禁ぜんと欲するものである。……此事情は国際義務遵守の精神を有せざる国家を却って有利なる地位に置くものである。」田岡良一「不戦条約の意義」[法学（東北大学）](#) 1 巻 2 号（1932 年）1 頁、33 頁。

田岡はさらに辛辣に述べる。「（1924 年の紛争処理議定書が立ち消えになった）歴史を、……不戦条約が世論の熱狂的歓迎を受けて世界の大多数の国によって批准された事実と比較することは、重要である。後者は、義務的仲裁裁判その他平和的解決手段に関する具体的規定を全く欠き、ただ抽象的な言葉をもって戦争を非難し、武力行使の全廃を謳った数行の条文からなる条約である」田岡良一『[国際法 III（新版）](#)』（有斐閣、1973 年）68 頁。

(2) 満洲事変



「満洲国」地図（南満洲鉄道株式会社『満洲概観』1934年3月発行より）

略年表（リンク先に資料あり）

1931 年 9 月 18 日	柳条湖事件
19 日	中国、日本に対し不戦条約違反と抗議・撤退要求
21 日	中国、国際連盟緊急理事会招集を要請 規約 11 条
22 日	緊急理事会開催 中国は非常任理事国（9 月 14 日選任）
30 日	理事会決議 撤兵する旨の日本声明・日本人安全保護に関する中国声明に留意
10 月 8 日	日本、錦州爆撃。撤兵せず。
10 月 13 日	理事会再招集。Briand 議長。
10 月 16 日	理事会、米をオブザーバーとして参加させる決議採択（日本反対）。
10 月 17 日	不戦条約当事国、日中に 2 条の義務を想起

10 月 19 日	関東軍、チチハル占領。
10 月 22 日	日本回答。「防衛」を主張。
10 月 24 日	理事会、日本撤兵決議案表決。日本反対で採択されず。（11 条）
11 月 16 日	中国、理事会に連盟規約 15 条・16 条の適用を要請
11 月 21 日	日本、理事会に現地調査団派遣を提案
12 月 10 日	理事会、日本提案を採択 報告書提出まで半年必要との見込み
1932 年 1 月 3 日	関東軍、錦州占領
1 月 7 日	スティムソン声明 武力による事態変更の合法性不承認 ³⁴ 同日 日本に通告
1 月 16 日	日本、米に回答 ● 不承認「ノ如キ問題ハ発生セサル義」 ● 条約の適用は「現実ノ事態ニ即シテ」行うべき
1 月 28 日	上海事変。3 月まで日中激戦。
2 月 3 日	芳沢外務大臣 、連盟規約 15 条を適用することは「理論ヲ超越シ絶対ニ承服シ得サル所ナリ」 【問】なぜ絶対に承服できないのか？
2 月 12 日	中国、規約 15 条 9 項に基づき総会への移送を要求 【問】中国が総会への移送を要求したのはなぜか？
2 月 19 日	リットン調査団、日本で調査（3 月 11 日まで） 連盟理事会 日本代表、中国については連盟規約の厳格な適用不可と主張。理事会は 15 条 9 項に基づき総会への移送決定。
3 月 1 日	「満洲国政府」、 満洲国建国宣言 。
3 月 9 日	溥儀、執政就任式
3 月 11 日	連盟臨時総会、不承認決議採択。（日中棄権） （日本が棄権したのは 15 条適用に反対する立場上 ）
3 月 12 日	満洲国創設各国に通告
3 月 14 日	リットン調査団、中国・満洲で調査（6 月 4 日まで）
4 月 8 日	長岡駐仏大使、 連盟脱退を提案 。
5 月 15 日	5.15 事件。犬養首相暗殺。
7 月 14 日	内田外相、リットン調査団に対し、 日本の「死活的利益」の問題なので他国と相談しなくても構わない 、と主張。

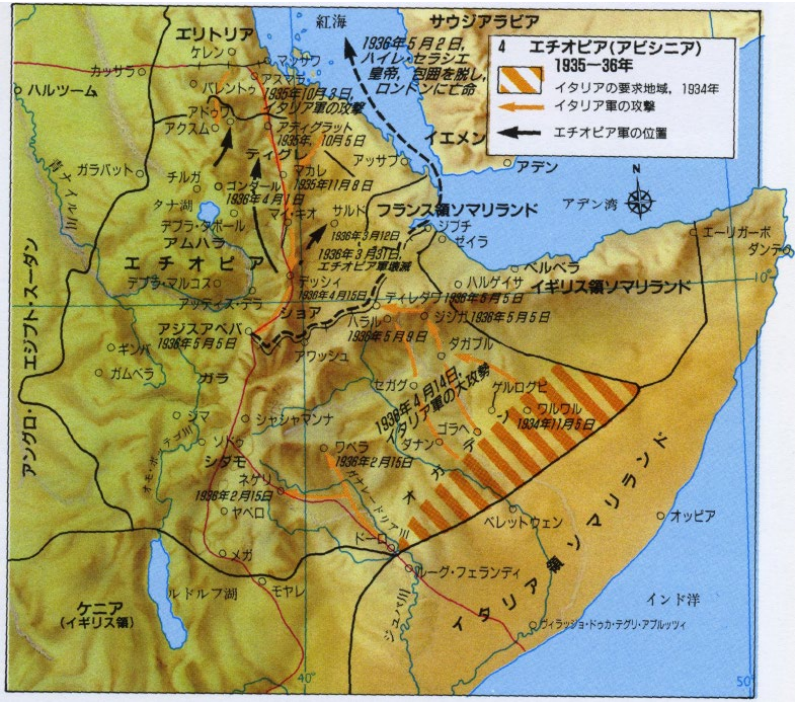
³⁴ 「スティムソンはアメリカ政府「ママ」が連盟加盟国ではないため、この声明は前年 12 月 10 日の理事会決議には基づいていないという前提に立っていた。不承認宣言は、あくまでも連盟とは切り離された不戦条約に基づいたアメリカ独自のイニシアティブとしての色彩が濃厚であった。」 帯谷・前掲注 13・116 頁。

8 月 25 日	内田外相国会演説。自衛権の主張。
9 月 15 日	日満議定書 これにより満洲国承認
10 月 2 日	リットン調査団報告書 公表
10 月 11 日	各国代表、リットン報告書は日本に有利との見解。
11 月 21 日	理事会、報告書審理開始。
11 月 28 日	総会移送を決定。
1933 年 1 月 13 日	熱河作戦を閣議決定で了承。
1933 年 2 月 1 日	内閣、連盟規約 15 条 4 項の適用に移る場合は連盟脱退あり得ることを明言。 【問】15 条 4 項が適用される場合は脱退という結論になるのはなぜか？
2 月 15 日	（総会）19 人委員会、報告書案提示。満洲の主権は中国に。 （PDF の 20 頁目〔原本 75 頁〕参照）
2 月 20 日	内閣、連盟脱退を決定。
2 月 22 日	陸軍、熱河侵攻。
2 月 24 日	報告書採択（「満洲国」不承認を確認）。松岡代表、脱退声明。
3 月 27 日	脱退正式通告 （連盟規約 1 条 3 項）。
同日	連盟脱退詔書
3 月 28 日	「連盟脱退後における連盟との関係に関する処理方針」

参考文献

- 臼井勝美『[満洲国と国際連盟](#)』（吉川弘文館、1995 年）
- クリストファー・ソーン（市川洋一訳）『満州事変とは何だったのか [上巻](#)・[下巻](#)』（草思社、1994 年）〔原著 1972 年〕
- 伊香俊哉『[近代日本と戦争違法化体制](#)』（吉川弘文館、2002 年）
- 小林啓治『[国際秩序の形成と近代日本](#)』（吉川弘文館、2002 年）
- 井上寿一『[戦前日本の「グローバリズム」](#)』（新潮社、2011 年）
- 帯谷・前掲注 13
- 樋口真魚『[国際連盟と日本外交](#)』（東京大学出版会、2021 年）
- 茶谷誠一「国際連盟脱退の政治過程」[日本史研究](#) 457 号（2000 年）
- 庄子陽子「『満洲国』不承認の法的根拠に関する一考察」([東北学院大学](#)) [法学研究年誌](#) 10 号（2001 年）
- F.P. Walters, [A History of the League of Nations](#), Oxford, Oxford Univ.Pr., 1952.
(Chapter 40)

(3) エチオピア戦争



略年表（リンク先に資料あり）

1935 年 10 月 3 日	イタリア、エチオピアに対する武力攻撃開始
10 月 7 日	連盟理事会委員会、規約 12 条・不戦条約違反認定
10 月 10 日	総会、規約 16 条に基づく制裁勧告
10 月 11 日～19 日	総会調整委員会、武器等一定物品の対伊輸出禁止等を勧告
12 月 8 日	Hoare-Laval Plan イタリアの領土獲得を認める
1936 年 5 月 2 日	エチオピア軍敗走。皇帝、パレスティナに出国。
5 月 9 日	イタリア、エチオピアを自国領とする国内法制定。
	その後、諸国が相次いでイタリアによる「征服」を承認
7 月 4 日	総会、制裁解除勧告
7 月 6 日	総会調整委員会、制裁解除提案 （特に最初と最後のページ）

参考文献

- 海野芳郎「国際連盟の対イタリア経済制裁（1）～（4）」[外交時報](#) 1141 号～1144 号（1977 年）
- 田岡良一「連盟の崩壊と世界法廷の将来」[中央公論](#) 54 巻 5 号（1939 年）
- 田岡良一「連盟規約第 16 条の歴史と国際連合の将来」恒藤恭還暦記念『[法理学及国際法論集](#)』（有斐閣、1949 年）
- F.P. Walters, [A History of the League of Nations](#), Oxford, Oxford Univ.Pr., 1952. (Chapter 53)

（４）日中戦争

略年表（リンク先に資料あり）

1937 年 7 月 7 日	盧溝橋事件
10 月 6 日	総会、日本が不戦条約等に違反するとする報告書採択
12 月 13 日	日本軍、南京占領
1938 年 1 月 16 日	近衛内閣、「国民政府を対手とせず」声明
9 月 11 日	中国、連盟理事会に規約 17 条適用を要請
9 月 19 日	理事会、17 条に基づき日本を招請
9 月 22 日	日本、招請を拒否
9 月 30 日	理事会議長報告 個々の判断による制裁の発動
10 月 3 日	日本、 「対抗措置」を予告
10 月 26 日	「 規約十六条適用ニ対スル各国ノ態度概要 」出てくる文書の PDF34-35 頁。
10 月 29 日	「 帝国ト国際連盟諸機関トノ協力関係終止ノ件 」枢密院審査報告

参考文献

- 海野芳郎「[牙を抜かれた対日制裁の発動](#)」法政理論（新潟大学）23 巻 3・4 号（1991 年）
- 樋口真魚『[国際連盟と日本外交](#)』（東京大学出版会、2021 年）

以上